

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。
令和 7 年 5 月 30 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長
中 裕伸

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
分任支出負担行為担当官 内閣府食品安全委員会事務局長 中 裕伸
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) を活用した化学物質毒性データベース入力作業の作業強度と公開情報の活用効果の検証調査
 - (2) 仕様 入札説明書による
 - (3) 履行場所 入札説明書による
 - (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - (5) 入札方法等 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、技術等提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の利用
本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和 07・08・09 年度内閣府所管競争資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」の A、B、C 又は D の等級に格付けされた者であること。
 - (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階
内閣府食品安全委員会事務局総務課庶務係
- 5 入札説明会の内容説明日及び場所
令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 1 時 45 分～ ウェブ上で開催
※入札説明書に従い、参加者は事前の申込みが必要。
- 6 技術等提案書等の提出期限及び場所
提出期限 令和 7 年 6 月 30 日（月）正午必着
提出場所 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課調査・研究係
- 7 技術等提案書の審査
 - (1) 内閣府食品安全委員会事務局が開催する審査会において、入札参加希望者が仕様書に基づき作成した技術等提案書の審査を行う。入札参加希望者は、提案書に関する質問を受けた場合は回答しなければならない。（詳細は技術等提案要領による）
 - (2) 技術等提案書の審査に合格した者が提出する入札書のみを落札決定の対象とする。
- 8 入札及び開札の日時及び場所
郵送による入札の締切 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時
日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時
場所 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府庁舎 1 F 第 1 入札室
- 9 入札保証金及び契約保証金 免除
- 10 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 11 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
- 12 契約書作成の要否 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 13 その他 詳細は、入札説明書による。

仕様書

1. 件名

International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) を活用した化学物質毒性データベース入力の作業強度と公開情報の活用効果の検証調査

2. 調査目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」等に基づき官民のオープンデータ化を一層推進することが求められている中、欧州食品安全機関 (EFSA) や米国環境保護庁 (EPA) における食品の安全性評価に関するデータについては、食品中の化学物質のリスク評価書だけでなく、毒性試験の結果についてもデータベースの形で既に公開されている。

我が国では、農薬等の毒性試験データは食品安全委員会（以下「委員会」という。）において専門家がリスク評価を行い、結果を評価書にまとめて公開をしているが、申請企業が提出するデータは、一定程度ルール化されているものの、提出形式は必ずしも統一されておらず、評価しやすい形にはなっていない。

一方、毒性評価結果やその根拠となるデータについて、令和5年度に、国内外のデータベースの状況等に関する知見の収集、委員会におけるデータベースの項目設定に向けた調査・検討を行った。

このうち、国内外のデータベースの状況等に関する知見の収集の結果、欧州においては欧州化学品庁 (ECHA) が管理運営している International Uniform Chemical Information Database (以下「IUCLID」という。) というデータベースが、OECD Harmonised Templates (OHT) を実装し、規制当局と業界に共通のフォーマットを使用して化学物質に関する情報を管理しデータの利用・交換を容易にする一連のツールを提供することを目的としたプラットフォームとして構築されており、事実、EFSA に対する農薬申請も IUCLID を通じて行う義務が生じていることを確認した。

本調査は、今後、調査・検討を行ったデータベースの構築の方向性の検討を深化するため、食品健康影響評価書に記載された項目と IUCLID データベースの項目の比較、IUCLID を活用した化学物質毒性データベースにデータを入力する際の作業強度（入力に必要となる人日、作業能力など）を調査し、IUCLID の活用方策について検討することを目的とする。

3. 作業内容

(1) 作業の前提：業務従事者の要件

以下の要件を満たす者をそれぞれ1名以上含むこと。

- ・英語でのデータ入力の実務経験を有する者
- ・毒性学、免疫学、疫学、生化学、医学、薬学等の分野の知識を有する者

(2) 検討会の設置及び運営

後述の(3)及び(4)を的確に実施するため、毒性データベースに関する専門の知見を有する有識者からなる検討会を設置する。

<有識者の選定>

下記の要件に該当する有識者（合計5名程度）を選定する。有識者の選定の際には事

事務局担当官とあらかじめ協議すること。

＜有識者の要件＞

食品のリスク評価についての知見を有する（食品のリスク評価に関する実務経験があることが望ましい）とともに、以下に該当すること。

- ・ 毒性に関する専門知識を有する者：2名程度

（３）IUCLID データベースへの入力に伴う作業強度の調査

- ① 検討会において、IUCLID データベースに入力する、
ア) 日本のみ登録されている農薬の食品健康影響評価書のうち2本程度
イ) ビスフェノール A 関係で公表されている毒性論文のうち1本程度
を選択
- ② 上記文献からの毒性データを IUCLID データベースに入力業務請負実績のある者
に入力業務を発注
- ③ 併せて、②で発注した業者から入力業務の作業強度として、食品健康影響評価書
1単位、毒性論文1単位ごとの入力に要する人日を計測するとともに、必要な知見・
能力、手順等を聞き取り
- ④ 食品安全委員会職員が入力する際の手引きとなる入力作業マニュアルを公開さ
れている IUCLID ユーザーマニュアルを元に作成

（４）入力されたデータベースの活用方策の検討

- ① IUCLID データベースに入力する毒性データ等の項目と現行の食品健康影響評価
書に記載された項目との比較を踏まえ、検討会において、食品健康影響評価におけ
る調査審議や評価書作成における活用等の方策を検討するとともに、これらの活用
方策案をとりまとめる。
- ② 必要に応じ、事務局が指名する食品安全委員会委員または専門委員に提示し、活
用可能性を聞き取り調査し、方策案のとりまとめに活用する。

（５）成果物の作成

調査報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、結果等について要約した、「調査の
概要」を記載すること。
- ② 調査報告書には、表紙、目次、調査の目的、（２）の検討会メンバー、（３）で
作成した入力済み IUCLID データベース、作業強度聞き取り調査結果、入力作業マ
ニュアル、（４）で作成した活用方策案、活用可能性聞き取り調査の報告書を含
めること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本産業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。
- ④ 調査報告書（電子媒体）は、PDF 形式及び編集可能な保存形式のファイル（Word、
Excel、PowerPoint 等）で提出すること。
- ⑤ 収集した文献は、PDF 形式（文字情報がある状態とする。スキャンした場合は OCR
処理）及び Thomson Reuters 社 EndNote のデータベースに取り込めるフォーマッ
トで納入すること。
- ⑥ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

⑦ 調査報告書は令和 8 年 3 月 31 日までに提出すること。

4. 契約期間

契約開始日～令和 8 年 3 月 31 日

5. 作業スケジュール（予定）

令和 7 年	8 月	・ 調査方針に関する打合せ
	9 ～ 1 1 月	・ 検討会の開催 ・ データ入力対象文献の選択 ・ 入力作業請負業務の契約 ・ 請負業者からの作業強度等の聴取・整理 ・ 入力作業マニュアルの作成
	1 2 月～ 2 月	・ 活用方策案の検討 ・ 要すれば、食品安全委員会委員・専門委員からのヒアリング ・ 活用方策案のとりまとめ
	3 月	・ 報告書案とりまとめ ・ 報告書の提出

6. 成果物

- (1) 調査報告書（製本版）5 部
- (2) 調査報告書（電子媒体）2 部（DVD-ROM 等の電子媒体）
- (3) IUCLID 入力データベース、ヒアリング議事録 2 部（DVD-ROM 等の電子媒体）

7. 納品期限

成果物（1）を契約期間の満了日までに納品すること。

成果物（2）及び（3）については、作業スケジュールをもとに、事務局の指示するタイミングで提出すること。

8. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「5. 作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10. 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたって、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

- (2) 関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

1 1. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及び概要の和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
- ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
- なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 2. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 2 2 階

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 農薬評価室

電話：03-6234-1093

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。